

事前調査の徹底について

1 事前調査の実施（大気汚染防止法（以下「大防法という」）第 18 条の 15 第 1 項）

建築物解体等の作業を行う場合は、建築物等に石綿が使用されているかどうかの事前調査を必ず実施すること。特に、石綿の使用の有無を目視や設計図書のみをもって確認できない箇所については、分析により石綿使用の有無を確認すること。

また、令和 5 年 10 月以降は、有資格者による事前調査の実施が義務付けられる。

なお、過去に実施した石綿に係る調査結果を使用する場合は、石綿の含有量^(注1)や種類^(注2)にもれ落ちがないか確認すること。

(注 1) 平成 18 年以前の調査においては、石綿 1 重量%を超えない建築材料について、「石綿なし」とされている可能性がある。

(注 2) 平成 20 年以前の調査においては、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿（アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライト）について分析されていない可能性がある。

2 事前調査結果の説明（大防法第 18 条の 15 第 1 項）

事前調査結果については、工事発注者に対し、書面で説明すること。

3 事前調査結果の掲示（大防法第 18 条の 15 第 5 項）

工事の施工場所の見やすい場所に、事前調査結果を掲示すること。

4 事前調査結果の報告（大防法第 18 条の 15 第 6 項）

事前調査結果を遅滞なく報告すること。原則、石綿事前調査結果報告システムにより報告すること。